

## 9月30日(火)が納期限です

- ◇固定資産税(第3期)
- ◇国民健康保険税(第4期)
- ◇介護保険料(第4期)
- ◇後期高齢者医療保険料(第3期)

延滞金は  
年  
8.7%

※令和7年の割合です。  
※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中  
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。

### 口座振替が便利

市ホームページで申し込めます。  
※一部対応していない金融機関があります。

### 問い合わせ先

◇納付に関する事

納税課納税相談担当

☎(580)1975

◇口座振替に関する事

納税課納税管理担当

☎(580)1832



## 水道料金の期限内納付に協力を

水道事業は、市民税などの税金ではなく、皆さんが納めた水道料金で費用をまかなう「独立採算制」により経営しています。

水道料金は、料金負担の公平性を保つために、水道を使う全ての皆さんに、使った水量に応じて負担してもらっています。期限内に納付がなると、安全で良質な水を届けるために不可欠な施設整備などに充てる財源の不足にもつながりますので、期限内納付に協力をお願いします。

### 口座振替が便利です

口座振替は、窓口へ行かずに支払いができ、支払い忘れもなく大変便利です。左の二次元コードから申し込みできます。



### 引越しする人へ

### 水道使用中の手続きを忘れずに

引越しする人は、これまで水道を使用していた住所での使用中の手続きをしてください。

手続きは、インターネットまたは電話でできます。使用中止まで5日未満の場合は、問い合わせ先まで電

話してください。  
なお、転出の際、水道料金は全額納付をお願いします。

インターネットでの  
使用中止手続きは  
こちらから



※管理会社が水道料金・下水道使用料を請求するマンションなどの場合は、管理会社に問い合わせてください。

### 問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923



## 65歳以上の人に配布している おこめ券の 取り扱い店舗について

広報7月15日号でお知らせしたとおり、65歳以上の人に「おこめ券」を配布しています。

「おこめ券」に同封している案内通知において、「取り扱い店舗」に関する表記に誤解を招く表現が含まれていました。

本来、「おこめ券」は全国の「おこめ券」取扱店で利用できますが、一部の特定店舗のみで利用可能であるかのように誤解を与える内容となっていました。  
お詫びして訂正します。

### 「取り扱い店舗」について

近隣の米穀店などで使用できます。また、全国の「おこめ券」取扱店で使用できます。詳しくは各店舗に問い合わせてください。

### 問い合わせ先

コールセンター(経営戦略課)

☎(501)2211